

あなたが
お持ちの
生産緑地で

耕作が十分にできていない 農地はありませんか？

1

畑の一部に草の深い所や
植木の繁茂している
ところがあるので、もう少
しきれいに管理してください。

このままでは相続の時に
納税猶予制度*の適用を
受けられませんよ。
※裏面をご覧ください。

人手も足りないし、
うちの子は誰も農業を
継がないから、
納税猶予は関係ないね。

2

本当に納税猶予を
希望しないと言えますか？
数千万・数億にもなる農地の
評価が納税猶予を適用すると、
10アール当たりで百万円以下
になるのですよ。

跡取りが農地を
残すという選択を
考えてみませんか？

少し考える必要がありそうだね。
まずは、今度の休みの日にでも、
うちの子の夫婦に畑を
きれいにさせるよ。

3

息子夫婦

ウーム…

その方たちが好んでする
ならば一番良いのですが、
無理やり手伝わせて
「農業嫌いの後継者」になったら、
かえって農地は守れません。

それよりも、
ご家族でよく相談して、
「農地を貸す」という選択も
考えてみては
いかがですか？

4

農地を貸したら
取られたも同然じゃないか!!
返してもらうのに法外な
離作料を要求されたり
手続きも大変だ!!

都市農地貸借法等の貸借
なら、契約期間が満了すれば、
必ず農地が返還されます!!
しかも、離作保障も
知事許可も
いらないですよ!!

5

農地を都市農地貸借法等で
貸しても納税猶予は、
そのまま継続できます。

また、貸している間に相続が
発生しても、
相続人は「貸し続ける」ことで
納税猶予の適用を
受けられます!!

それなら詳しく
聞きたいな。

相続税納税猶予
制度を受けることは
できるの？

家族では
耕しきれない農地を、
知人や親せきなどに
任せて自由に耕作さ
せることは法律違反と
なります!!

今は農地を
きれいに管理
できている方でも、
将来に不安を
お持ちの方は
是非ご相談
ください!!

**貸借は
都市農地貸借法
等で!!**

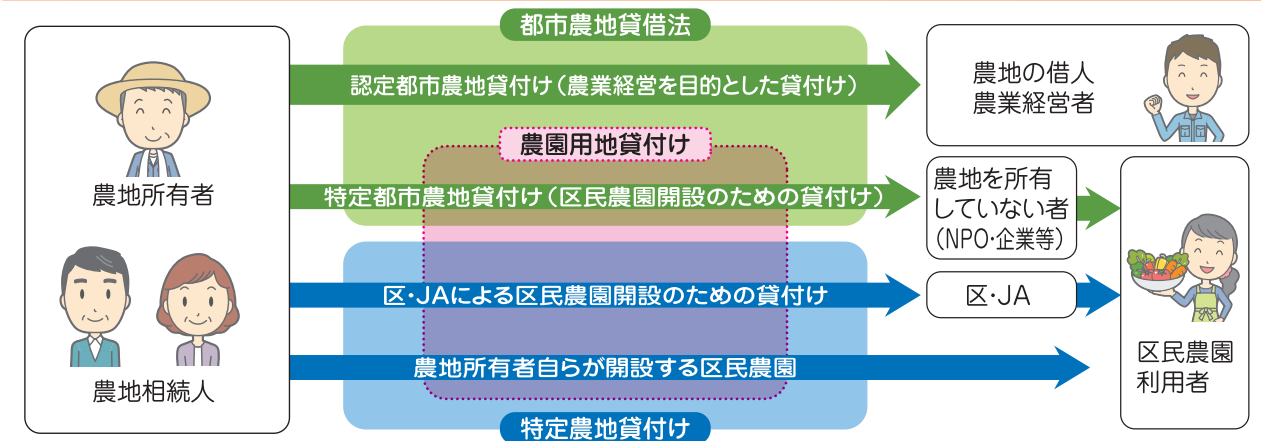
農業委員や
右ページに記載の
窓口まで!

この資料で「都市農地貸借法等」とは、次の貸借を言います。

「都市農地貸借法」
都市農地の円滑化に
関する法律

「等」
相続税納税猶予制度の対象となる、一定の要件を備えた
特定農地貸付け(※2を参照)

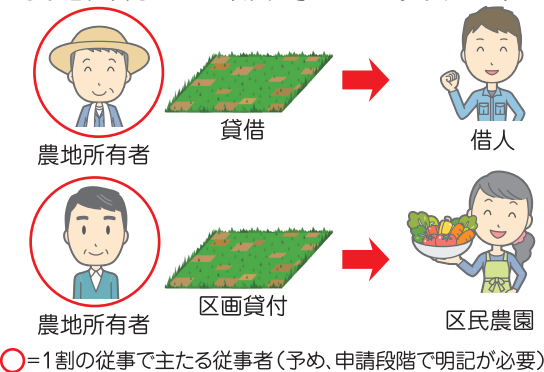
都市農地貸借法と特定農地貸付け



※1.生産緑地では上記4つの貸借で一定の概要を備えた農地の貸付けは相続税納税猶予制度の対象となります。
※2.特定農地貸付けとは、「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律」若しくは「市民農園整備促進法」に基づく市民農園(区民農園)を目的とした貸付けです。
※3.相続税納税猶予制度では、農地経営を目的とした貸付けを「認定都市農地貸付け」、区民農園を目的とした貸付けを「農園用地貸付け」と言います。

都市農地貸借法等の貸付なら1割の従事で

■農地所有者の故障等による買取り申出



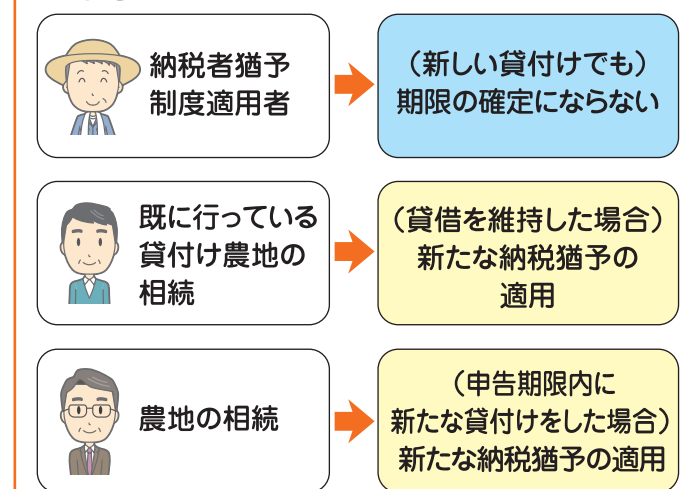
Point!

都市農地貸借法等の貸付けを行って
いる農地の所有者が、当該農地における
農業の主たる従事者(借人)の1割以上の
日数について農業に従事していた場合には、
その所有者を当該農地の「主たる従事者(同程
度の従事者)」とすることが出来ます。これにより相続
を契機として返還された生産緑地であっても買取り
の申出が行える可能性が大きく広がりました。
従事する内容例として、「周辺の生活環境と
の調和の役割」としての見回り・除草・
清掃などをあげています。

農地を「貸す人」と「納税猶予制度との関係」

■「都市農地貸借法等による貸付け」

ならば



留意事項

- 相続税納税猶予制度適用農地で都市農地貸借法に基づく貸付けを行いもしくは返還を受けた場合など、適用農地で農業経営の状況が変化した場合には、税務署への手続きが必要です。詳しくは、税理士が所轄の税務署にお問い合わせください。
- 農地の貸借に関しては農業委員会にご相談ください。